令和　　　年　　　月　　　日

国立大学法人佐賀大学　御中

（住所）

（団体名）

（役職名）

（氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

秘密保持に関する誓約書

当社は、貴大学より開示を受けた秘密情報に関し、以下の通り秘密保持義務を負うことを約します。

第1条（秘密情報）

1. 秘密情報とは、以下の目的（以下｢情報開示目的｣といいます。）のために、当社が貴大学より開示を受ける情報で、当該情報が秘密である旨を口頭又は「秘密」、「Confidential」等の表示によって明示された情報とします。

目的：

1. 前項にかかわらず、以下の各号に該当する情報は、秘密情報から除外します。

(1) 貴大学から開示された時点で、公知であった情報。

(2) 貴大学からの開示後、当社の責によらずに公知となった情報。

(3) 当社が第三者から秘密保持義務を負うことなく、合法的に入手したことを証明できる情報。

(4) 貴大学から開示された情報によることなく、当社が独自に開発したことを証明できる情報。

(5) 貴大学から開示された時点で、既に当社が保有していたことを証明できる情報。

第2条　（秘密保持義務）

1. 当社は、貴大学から開示された秘密情報を厳に秘密として保持し、情報開示目的のために必要な当社の役員及び従業員のみに開示するものとし、その者に対して本誓約書に基づく秘密保持義務を周知、徹底するとともに、その者に対し同義務と同等の義務を負わせるものとします。
2. 当社は、貴大学の事前の書面による承諾なく、秘密情報の、情報開示目的以外での利用、紛失、破壊、改竄並びに第三者への開示及び漏洩を行いません。
3. 当社は、万一、秘密情報が漏洩したことが発覚した場合、直ちに貴大学に通知し、その後の対処について協議します。
4. 当社は、貴大学の書面による承諾を得て秘密情報を第三者に開示する場合、自己の責任において本誓約書における自己と同等の義務を当該第三者に負わせます。
5. 当社は、貴大学から要求があった場合、直ちにすべての秘密情報を貴大学に返却し、又は秘密漏洩に十分に配慮した方法で自らの責任のもとに廃棄し、貴大学に対して廃棄証明書を提出します。

第3条 　（特許不出願）

　当社は、貴大学から開示された秘密情報に基づく発明、考案について、貴大学の書面による事前の承諾なしに特許又は実用新案登録出願をいたしません。

第4条　（秘密情報の提供）

　当社は、秘密情報に関する知的財産権は貴大学に留保されること、及び秘密情報が第三者の知的財産権等の権利を侵害していないことは保証されていないことを了承します。

第5条　（損害賠償）

当社は、本誓約書に違反したことにより貴大学に損害を与えた場合、その損害を賠償します。

第6条 （管轄裁判所等）

1. 本誓約書は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されものとします。
2. 本誓約書及びこれに付随する一切の約定に関する紛争については、佐賀地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（以下余白）